

11/10集会

交流会発足25周年

やった～婚外子相続差別憲法違反！

— さあ 法改正だ！ —

講演 「違憲決定と今後の課題～子どもの権利と個人の尊重」

講師 二宮周平 さん(立命館大学法学部教授、法学博士)

講演 「再びのはじめの一步…かつて子どもだったものからのメッセージ」

講師 落合恵子 さん(作家)

9月4日、とうとう、そして待ちに待った、「婚外子相続差別は憲法違反」との最高裁大法廷決定が出されました！！ 18年前の最高裁合憲決定を見直し、法の下の平等に違反すると判断したのです。明治以来の婚外子への相続差別に終止符が打たれる時が来ました。

最高裁前でその歴史的瞬間を迎えた時、待ちかまえていた皆が皆、喜びで笑顔が弾けていました。

決定が出た後、法務大臣宛ての要請書を法務省担当官に手渡し、裁判官全員一致による決定の重みを受け止め、早急に法改正を行うよう求めました。

この10月で交流会発足25年になりますが、闘い続けとうとうこの違憲決定を迎えることができ本当に良かったです。多くの皆さんと共に、この違憲決定の喜びを分かち合いたい、そしてこれからの法改正の実現と課題について共有していきたいと思ひます。

これまで婚外子差別撤廃運動を支えてくださってきた二宮周平さん、落合恵子さんをお招きし、違憲決定のことそして今後の課題についてお話しいたします。ぜひたくさんの方に集っていただき、熱気あふれる集会にしていきたいと思ひます。

日時 11月10日(日) 午後6時～9時

会場 亀戸文化センターカメラプラザ

5階第1第2研修室

(JR総武線亀戸駅下車北口左方向徒歩3分)

資料代800円

主催 **なくそう戸籍と婚外子差別・交流会**

E-mail: kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取り次先 tel/fax: 03-3302-9219 (電話は夜間)

江東区亀戸文化センター

〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 5 階

TEL03-5626-2121 FAX03-5626-2120

